

第1章 はじめに

- 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化
- 首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析
- 検討の前提として平日昼12時発生 of 東京湾北部地震（M7.3）を想定
- 各主体が、ガイドラインを参考に積極的に取り組んでいくことにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図る

具体的な取組内容

第2章 一斉帰宅の抑制

- 一斉帰宅抑制の基本方針（平成23年11月22日決定）
- 企業等における施設内待機
 - ・企業等における施設内待機計画の策定、備蓄量や備蓄品目の例示
 - ・外部の帰宅困難者のために10%余分に備蓄等を推奨
 - ・従業員、家族等の安否確認手段の確保
 - ・帰宅ルールの設定（段階的帰宅や集団帰宅等）
 - ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の策定
- 大規模な集客施設や駅等における利用者保護
 - ・利用者保護等に関する計画の策定
 - ・災害時要援護者が必要とする優先スペースの確保等
 - ・隣接した施設との連携による安全の確保
 - ・「大規模な集客施設及び駅等の利用者保護ガイドライン」の策定

第3章 一時滞在施設の確保

- 一時滞在施設の対象施設、開設基準、施設管理者の役割
 - ・発災後最長3日間の開設を標準、3.3㎡につき2人の収容を目安
- 各機関における一時滞在施設の確保
 - ・事業者等は、市区町村と協定を締結して一時滞在施設を提供
- 施設の安全を確保するための配慮
 - ・耐震性を満たした建物であること
 - ・建物や設備等の安全点検のためのチェックリストの例示
 - ・施設利用案内を施設の入口等に提示
- 行政の支援策
 - ・各地域の実情に応じた運営マニュアルの整備や支援策の具体化
- 「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン」の策定

第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況

- 本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理

第9章 終わりに

- 残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、実務的な検討を継続して行うため、連絡調整会議を新たに設置

第4章 帰宅困難者等への情報提供

- 帰宅困難者等に提供すべき情報
 - ・「むやみに移動を開始しない」、帰宅困難者の安全確保情報・帰宅情報
- 情報提供における関係機関間の連携と情報の流れ
 - ・情報発信主体別に発信すべき情報の内容と情報伝達手段のフローの作成
- 関係機関等に求められる平時からの取組
 - ・帰宅困難者への情報提供のためのポータルサイトや専従部門を設置
 - ・アプリの開発等の民間の取組を促すような情報の公表
- 「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」の策定

第5章 駅周辺等における混乱防止

- 駅前滞留者対策協議会の設立の促進
- 地域の行動ルールの策定
 - ・組織単位毎の取組（自助）、地域が連携する取組（共助）のルール化
- 「駅前滞留者対策ガイドライン」の策定

第6章 徒歩帰宅者への支援

- 災害時帰宅支援ステーションの充実
 - ・認知度向上（ステッカーの統一化の検討、のぼりの設置）
- 帰宅支援対象道路
 - ・帰宅支援対象道路の拡大や地域での取組を充実

第7章 帰宅困難者の搬送

- 帰宅困難者等の搬送シミュレーション
 - ・特別搬送者を最優先とすることを想定
- 特別搬送者を対象とした搬送オペレーション
 - ・搬送開始時期、搬送拠点とルートの方考え方
 - ・今後「帰宅困難者搬送マニュアル（仮称）」を策定